

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 20日

尼崎市長 殿

提出者



住所 大阪府茨木市畑田町12-107ビルディング 107号 1階

氏名 大東建託株式会社 大阪支店  
支店長 山脇 正彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-624-7770

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	尼崎市内工事現場
事業場の所在地	尼崎市内一円
計画期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	10,536 百万円(前年度完工高)
③従業員数	40 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	別紙のとおり
	(これまで実施した取組) <ul style="list-style-type: none"><li>・電子マニフェストの導入</li><li>・古紙のゼロエミッションの取り組み</li><li>・協力業者へ分別の指導・教育を実施</li><li>・解体現場に於ける金属くずの産廃処理量を削減する</li><li>・広域認定での再資源化促進</li><li>・端材の有効利用による処分量削減</li></ul>	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	別紙のとおり
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"><li>・古紙のゼロエミッションの取り組み</li><li>・協力業者へ分別の指導・教育を実施</li><li>・解体現場に於ける金属くずの産廃処理量を削減する</li><li>・広域認定での再資源化促進</li><li>・端材の有効利用による処分量削減</li><li>・工場生産によるパネル化で現場加工を削減</li></ul>	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"><li>・木くず、紙くず、廃プラスチック類、石膏ボード、金属くずの分別を各現場にて実施</li><li>・分別推進看板の現場掲示</li><li>・現場での作業員への直接指導</li></ul>
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"><li>・木くず、紙くず、廃プラスチック類、石膏ボード、金属くずの分別を各現場にて実施</li><li>・分別推進看板の現場掲示</li><li>・現場での作業員への直接指導</li><li>・狭小現場での分別の仕組みをつくる</li></ul>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	(これまで実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) 特になし	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
(これまで実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	
	（これまでに実施した取組） 特になし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	（今後実施する予定の取組） 特になし	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	（これまでに実施した取組） ・再生利用業者への委託済み	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き再生利用業者へ委託していく	

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

○産業廃棄物の一連の処理の工程

- ・汚泥 → 脱水・調質改良 → 改良土として再生利用又は埋立
- ・がれき類 → 破碎 → 再生砕石として再生利用又は埋立
- ・廃プラスチック類 → 破碎、圧縮梱包 → 原料、燃料として再生利用→埋立
- ・金属くず → 切断、破碎 → 原料として再利用
- ・木くず → 破碎 → チップ・燃料等として再生利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本 社	<ul style="list-style-type: none"><li>・全社的な廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、減量化、循環利用(再使用・再生利用)、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。</li><li>・全社的な廃棄物処理方針の策定</li><li>・廃棄物処理に関する各種事項の決定</li><li>・廃棄物処理計画の作成</li></ul>
支店(責任者)	<ul style="list-style-type: none"><li>・支店における廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、減量化、循環利用(再使用・再生利用)、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。</li><li>・支店における廃棄物処理方針の策定</li><li>・廃棄物処理に関する各種事項の決定</li><li>・廃棄物処理計画の作成</li></ul>
支店(担当者)	<ul style="list-style-type: none"><li>・産業廃棄物管理票の交付、管理</li><li>・監督官庁への各種報告</li><li>・産廃協力業者に対する教育、指導</li><li>・委託契約の締結、契約書の管理</li><li>・その他関係する事項</li></ul>







